

令和3年2月18日

監査委員決定

## 令和3年度 監査計画

二宮町監査基準第8条第1項の規定に基づく令和3年度の監査計画は、次のとおりとする。

監査等の実施にあたっては、町の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを町民の視点に立って確認することにより、各事業において、課題の把握と解決に向けた方策をどのように実施しているか、事業目的を達成しているかどうかなどに主眼を置き、監査等の結果の公表などを通して、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、指導的機能を発揮しながら、各種監査等を実施していく。

### 1. 基本方針

- (1) 事務の執行が、法令等に則って適正に行われているかという合規性の観点はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点からも検証する。
- (2) 事業の内容、過去の監査結果などを総合的に検討し、対象に則した事前準備を図るとともに、効率的な監査の実施に努める。
- (3) 監査の実効性を確保するため、指摘に対する改善状況を的確に把握し、是正・改善を求めていくことにより、監査等対象部署におけるチェック体制など内部統制の整備・運用に留意しながら、実施する。
- (4) 監査結果等については、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、町民が内容を十分理解できるように、監査方法、監査状況及び根拠等を明確に示すよう、その表現、構成などについて、誤解を招く表現のないように留意するとともに、ホームページ等を活用し、監査等に関する情報の発信に努める。

### 2. 個別監査方針

#### (1) 定期監査

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次に掲げる視点に立った監査を実施する。

対象機関の全般的な取り組み状況及び総合戦略、総合計画並びに主要事業の推進に係る事業の執行状況を勘案して、必要と認められる項目について実施す

る。

実施にあたっては、年度の間で監査を行い、予算や事業の執行状況の把握と課題の抽出、及びその解決策に対する方針など当該事務事業がその目的を十分達成しているかどうかを主眼として、計画から執行までの全般的な過程について、その合理性、効率性を具体的に究明し、今年度の残りの事業執行や、次年度以降の事業にも反映ができるよう一助を担うものとする。

なお、各課所管の公共施設について、必要に応じて別途指定して監査を実施する場合がある。

## **(2) 工事監査**

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、次に掲げる視点に立った監査を実施する。

工事の必要性や緊急性が合理的な根拠に基づいたものかどうか、設計や積算の根拠に誤りが無かったか、業者選定から契約、支払までの事務執行が適正だったのか、施工後の効果は表れているか、各種施設設備の運用に係るマニュアルは作成されているのかなど確認、検証をする。また、同一工種の工事を一括発注するなど、経費節減に向けた工夫についても注視をする。

## **(3) 財政援助団体等監査**

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、次に掲げる視点に立った監査を実施する。

町が財政的援助を与えている団体に対し、当該財政的援助等に係る出納、その他の事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを検証する。

## **(4) 決算審査**

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる視点に立った審査を実施する。

決算計数の確認及び分析を行い、財政、資金運用、財産管理及び主要事業の各状況について意見を付する。

なお、主要事業に意見を付するにあたっては、各種事業が適切な規模であるかどうか、各課、他機関との連携をもって効率的かつ効果的に実施されているかなどを審査し、併せて事業効果を検証する。

## **(5) 例月出納検査**

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる視点に立った検

査を実施する。

現金の出納について毎月の計数を確認するとともに、月末時の残高証明と現金保管状況を検査する。

併せて、資金の運用状況等財政収支の動態を主として計数面より把握し、異常値の有無を確認するとともに、各種監査の効率的な執行に活用する。

#### **(6) 随時監査**

監査委員が必要と認めたときに、行政監査、指定金融機関監査等について、対象事項、実施期間等、詳細はその都度協議のうえ、実施する。

#### **(7) その他の監査**

住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、町長の要求に基づく監査等、請求や要求に基づいて監査を実施する。

## 令和3年度 監査等実施計画表

種類別	月 別	令和3年									令和4年			根拠法令
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
①	定期監査								令和3年度事業対象 施設監査					地方自治法第199条第4項
②	工事監査		↔											地方自治法第199条第5項
③	財政援助団体等監査			↔							↔			地方自治法第199条第7項
④	決算審査（各会計）				↔									地方自治法第233条第2項
	財政健全化指標審査				↔									地方財政健全化法第3条及び第22条
⑤	例月出納検査（各会計） 基金運用状況の審査	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	地方自治法第235条の2第1項及び 地方自治法第241条第5項
⑥	行政監査	必要に応じて、その都度実施											地方自治法第199条第2項	
	指定金融機関監査	必要に応じて、その都度実施											地方自治法第235条の2第2項	
	その他の請求、要求監査	普通地方公共団体の長からの要求による監査（地方自治法第199条第6項）、議会の要求による監査（地方自治法第98条第2項） 住民監査請求に係る監査（地方自治法第242条第1項）、住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）												
	損害賠償の監査	職員の賠償責任についての監査等（地方自治法第243条の2第3項）												

### 3. 各種監査等の実施時期

#### ①定期監査

	対象機関名	予備監査	本監査
1	政策総務部 財務課	10月19日(火) ～11月2日(火)	11月4日(木) 午前9時～
	政策総務部 総務課		
	政策総務部 戸籍税務課		
	出納課		
2	健康福祉部 福祉保険課	10月26日(火) ～11月9日(火)	11月10日(水) 午前9時～
	健康福祉部 高齢介護課		
	福祉ワークセンター (健康福祉部 高齢介護課)		
3	都市部 生活環境課	11月2日(火) ～11月16日(火)	11月17日(水) 午前9時～
	ごみ積替施設 (都市部 生活環境課)		
	都市部 産業振興課		
4	教育部 教育総務課	11月15日(月) ～11月29日(月)	11月30日(火) 午後1時30分～
	教育部 生涯学習課		

\* 日程について変更する場合がありますのでご了承ください。

#### ②工事監査

監査対象	予備監査	本監査
政策総務部企画政策課 「東京大学果樹園跡地環境整備工事(その1)」 都市部都市整備課 「1級町道7号線舗装補修工事」 「山西子どもの広場跡地道路新設工事」 都市部下水道課 「公共下水道北新道污水枝線工事(その23)」	5月6日(木) ～5月19日(水)	5月20日(木) 5月21日(金)  午前：書類監査 午後：現地監査

\* 日程について変更する場合がありますのでご了承ください。

#### ③財政援助団体等監査

監査対象	予備監査	本監査
二宮町商店連合協同組合 「町商店連合協同組合補助金」	6月3日(木) ～6月17日(木)	6月18日(金) 午前10時～
所管課/都市部産業振興課		
社会福祉法人 寿考会 「民間学童保育事業補助金」	令和4年1月5日(水) ～1月18日(火)	令和4年1月19日(水) 午前10時～
所管課/健康福祉部子育て・健康課		

\* 日程について変更する場合がありますのでご了承ください。

#### ④決算審査

	本審査	審査査閲内容	場所及び時間	出席者予定者
1	7月29日(木)	決算資料概要説明 ①決算収支状況調書(一般会計、特別会計) ②歳入歳出 決算額目的別調書 ③令和元年度繰越事業支出状況調書 ④町補助金交付団体実績調書 ⑤財産・備品に関する調書 (基金・土地・建物・車両) ⑥町債状況調書 ⑦財政指数・財政健全化判断比率の状況 ⑧主要工事調書 等	役場公室 午前10時	・監査委員(代表、議選)2名 ・副町長、政策担当部長 ・会計管理者及び出納班長 ・財務課長、財務契約班長及び 財産管理班長
2	7月30日(金)	歳入状況等調べ ①町税等調書 ②国民健康保険税の調書 ③後期高齢者医療保険料の調書 ④介護保険料の調書 ⑤子ども・子育て支援給付費負担金の調書 ⑥下水道使用料等の調書 ⑦財政健全化資料説明及び審査	役場公室 午前9時	・監査委員(代表、議選)2名 ・副町長 ・左記歳入等項目に該当する課の 各課長及び担当班長
3	8月2日(月)	各課執行状況調べ(その1) 政策総務部 ①歳入増減調べ ②執行状況調べ(不用額、未執行など)	役場公室 午後1時30分	・監査委員(代表、議選)2名 ・副町長 ・政策総務部の各課長及び班長
4	8月4日(水)	各課執行状況調べ(その2) 健康福祉部、消防本部・消防署 ①歳入増減調べ ②執行状況調べ(不用額、未執行など)	役場公室 午前9時30分	・監査委員(代表、議選)2名 ・副町長 ・健康福祉部、消防本部・消防署の 各課(署)長及び班(隊)長
5	8月5日(木)	各課執行状況調べ(その3) 都市部、教育委員会教育部 ①歳入増減調べ ②執行状況調べ(不用額、未執行など)	役場公室 午前9時	・監査委員(代表、議選)2名 ・副町長 ・都市部、教育委員会教育部の 各課長及び班長
6	8月19日(木)	決算意見書(案)検討	役場公室 午後1時30分	・監査委員(代表、議選)2名 ・副町長、政策担当部長、財務課長 ・会計管理者
7	8月24日(火)	決算意見書提出	町長室 午前9時30分	・監査委員(代表、議選)2名 ・町長 ・副町長、政策担当部長、財務課長 ・会計管理者

(※) 日程及び場所について変更する場合がありますのでご了承ください。

## ⑤例月出納検査

例月検査（対象月）	予備検査	本検査	実施場所
令和3年4月 (3月分)	4月20日(火) ～4月22日(木)	4月26日(月)	公室
令和3年5月 (令和2年度、3年度4月分)	5月20日(木) ～5月24日(月)	5月25日(火)	公室
令和3年6月 (令和2年度、3年度5月分)	6月22日(火) ～6月24日(木)	6月28日(月)	公室
令和3年7月 (6月分)	7月20日(火) ～7月26日(月)	7月27日(火)	公室
令和3年8月 (7月分)	8月25日(水) ～8月27日(金)	8月30日(月)	公室
令和3年9月 (8月分)	9月22日(水) ～9月27日(月)	9月29日(水)	公室
令和3年10月 (9月分)	10月19日(火) ～10月21日(木)	10月25日(月)	公室
令和3年11月 (10月分)	11月19日(木) ～11月24日(水)	11月25日(木)	第1会議室
令和3年12月 (11月分)	12月22日(水) ～12月24日(金)	12月27日(月)	第1会議室
令和4年1月 (12月分)	1月20日(木) ～1月24日(月)	1月25日(火)	第1会議室
令和4年2月 (1月分)	2月21日(月) ～2月24日(木)	2月25日(金)	公室
令和4年3月 (2月分)	3月22日(火) ～3月24日(木)	3月25日(金)	公室

\*各月の本検査は、午前9時30分から開始を予定しております。

なお、9月29日（水）の本検査は、午後1時30分から開始を予定しております。

日程及び場所について変更する場合がありますのでご了承ください。